

あいずケアプランセンター久留米

重要事項説明書

1. 事業所の概要

- ・ 申請者名 株式会社トライティア
- ・ 代表者名 西山篤史
- ・ 事業所名 あいずケアプランセンター久留米
- ・ 所在地 福岡県久留米市通町3 6 2 パティオ通町1-B
- ・ 介護保険事業所番号 4 0 7 1 6 0 7 6 8 5
- ・ 指定年月日 令和6年2月1日
- ・ サービス種別 居宅介護支援事業
- ・ 営業日 原則 月曜日から金曜日まで
その他の休日 国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日、その他法人が
定めた休日。但し24時間連絡体制を確保しており、必要に応じて
利用者等の相談に対応致します。
- ・ 営業時間 原則 午前9：00 ～ 午後6：00
- ・ 配置職員
管理者 1名 江藤雄一
常勤職員 1名以上（内1名 主任介護支援専門員）
- ・ 通常の事業の実施地域 原則 久留米市市内とします。

2. 事業の目的

株式会社 トライティア が開設するあいずケアプランセンター久留米が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所が、ご利用者様に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

3. 運営の方針

当事業所は、居宅において介護を必要とする利用者及びその家族等が、居宅において日常生活を営むために必要な居宅サービス及び医療、福祉サービスなどの利用希望した結果、居宅介護支援サービスを提供することとなった場合においては、利用者の意思と人権を尊重し、かつ、その置かれている環境と心身の状況等を勘案し利用者の選択に基づき、中立・公正に居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者等との連絡調整等の居宅介護支援サービスを行ないます。

4. サービスの概要、職務内容

（1）市町村長より許可を受け、ご利用者様が介護保険指定サービスを利用出来るよう各機関に連絡調整を主として行ないます。

（2）要介護認定、要支援認定を受けた方からご依頼を受け、日常生活を送られるために必要な各種サービスを適切にご利用出来るように指定サービスの種類、内容などの計画の作成を行ないます。

（3）サービスを受ける前に保険者（市役所、役場等）に居宅介護サービス計画作成（変更）依頼届出書を提出致します。

（4）計画に基づいたサービスが提供されるように指定サービス提供事業者やその他関係機関との連絡調整を行ないます。

5. 居宅介護支援事業所について

介護保険申請後、要介護認定を受けられた方は原則として介護サービス計画（ケアプラン）を作成致します。

介護サービス計画とは、利用者の方が安心して総合的なサービスがご利用出来るように、ご本人、ご家族のご意見やご要望を盛り込んだ今後の目標や週間予定表の事です。

介護サービス計画は、ご本人でも作成出来ますが、居宅介護支援事業所（市町村長より指定許可を受けた事業所）に依頼し、介護支援専門員に作成してもらうことも出来ます。

6. 介護支援専門員

県より指定を受けた居宅介護支援事業所に配置された専門員のことをいいます。

要介護認定を受けた方からのご要望に応じて、ご希望や心身の状態にあった介護サービス計画（ケアプラン）の作成やサービスご利用負担金額などの説明を行ないます。

7. 業務内容について

（1）介護サービス計画の作成

（2）介護保険に関する手続等の代行（代行の場合は委任状を頂きます）

（3）介護サービス計画に基づいて適切なサービスが提供されるように各事業者や市町村、その他関係機関との連絡調整を行ないます。

8. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を利用しません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を利用しません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとして）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14. 費用等について

(1) 利用料

法定代理人受領により事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合利用者の自己負担はございません。介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

*居宅介護支援（1ヶ月につき）

要支援1～2 要介護1～要介護5の方が対象となります。

認定度	金額
要支援1・2	4,420円
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

*各種加算（必要に応じて算定されます。）

加算名	算定要件	金額
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所へ入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所へ入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,000円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4,500円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,000円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,000円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	7,500円
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	9,000円

ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	4,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000 円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	500 円
特定事業所加算（Ⅱ）	適切な職員配置、定期的な会議・研修の実施、24 時間の連絡体制確保、困難事例対応、実習協力、等を行っている場合に算定。常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1 名と常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置。	4,210 円
特定事業所加算（Ⅲ）	適切な職員配置、定期的な会議・研修の実施、24 時間の連絡体制確保、困難事例対応、実習協力、等を行っている場合に算定。常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1 名と常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置。	3,230 円

* 算定要件の詳細については、担当ケアマネージャーにご確認ください。

* なお、上記金額につきましては、職員の担当人数等によって変更になる場合がございますので予めご了承ください。

（２） 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

15. その他

（１）要介護認定申請の代行の場合は委任状を頂きます。

（２）介護保険被保険者証などを市町村窓口へ提出などで一時的にお預かり致します。

（３）訪問中に対象者の病状の変化や、急変などの緊急事態が生じた場合は速やかに主治医等に連絡するなどの適切な対処を致します。

16. 相談受付時間

原則 午前 9：00 ～ 午後 6：00 まで

（24 時間連絡体制を確保しています。夜間帯、緊急に関しては下記までご連絡下さい。）

あいずケアプランセンター久留米 住所 福岡県久留米市通町 3 6 2 パティオ通町 1-B

電話 0942-65-6168

17. ご利用にかかるご相談、苦情の受け付け

・当事業所が提供するサービスについての相談

担当させていただいております、介護支援専門員にお申し付け下さい。

・当事業所が提供するサービスについての苦情窓口

担当 管理者 江藤雄一 電話 0942-65-6168

・当事業所ご利用者 苦情解決責任者

担当 管理者 江藤雄一 電話 0942-65-6168

・その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

久留米市役所介護保険課 0942-30-9206

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 092-642-7859

18. 事故が発生した場合の対応

当事業所による居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村及びご家族等にご連絡させて頂き、直ちに必要な措置対応を致します。また、ご利用者様がその事故により損害を被られた場合、事業所の責に帰すべき場合は速やかに損害賠償致します。あいずケアプランセンター久留米 担当介護支援専門員にご連絡下さい。

あいずケアプランセンター久留米 居宅介護支援事業所

住所 福岡県久留米市通町 3 6 2 パティオ通町 1-B

電話 0942-65-6168

当法人の概要

名称・法人種別 株式会社 トライティア

代表者役職・氏名 代表取締役 西山篤史

本部所在地 東京都品川区東五反田 2-5-2 THE CASK GOTANDA 7F

電話番号 03-5860-2279

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を文書で説明・交付しました。

事業者（代表者）

株式会社 トライティア

あいずケアプランセンター久留米 居宅介護支援事業所

福岡県久留米市通町3 6 2 パティオ通町1-B

代表取締役 西山篤史

説明者

所 属 あいずケアプランセンター久留米 居宅介護支援事業所

役 職 介護支援専門員

氏 名 江藤雄一

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所

氏 名

※ 代理人が記名捺印の場合は代理人氏名及びその続柄を下記に記載。

<代理人氏名>

<利用者との続柄>

家族代表 住 所

氏 名